<『鹿児島県史料』編さん余録9>

「幕末維新史料」語彙考証

はじめに

末維新史料」語彙考証」と題して公表することとした。 本の項目も二〇程度になったので、これを更に精査して体裁を調え、ここに「「幕経て、問題解決を図っている(これを室では「読み合わせ」、または単に「合いた事が少なからずある。小さな事実の積み重ねであるが、それがやがた。とも呼んでいる)。その際、色々調べていくうちに新たに分かった事実 ところで、『鹿児島県史料』が刊行される迄には、室の職員による編集や校ところで、『鹿児島県史料』が刊行される迄には、室の職員による編集や校

の蓄積として発表するものである。もしれない。それは重々承知の上で、室職員の研鑚のため、また今後に向けてもしれない。それは重々承知の上で、室職員の研鑚のため、既知の事実もあるかここで紹介する事柄は既にどこかに掲載されていたり、既知の事実もあるか

原橋

紗代子

田口林

正文

樹夫

《凡例》

- の名字を最後に括弧で示した。 1 「はじめに」「おわりに」は栗林が執筆、各項目については執筆担当者
- 2 『鹿児島県史料』の略号は次の通りである。
- · 市来:『鹿児島県史料 市来四郎史料』
- ・忠義:『鹿児島県史料 忠義公史料』
- 斉彬:『鹿児島県史料 斉彬公史料』
- ·玉里:『鹿児島県史料 玉里島津家史料』
- ・玉南:『鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書』
- •名越:『鹿児島県史料 名越時敏史料』
- ·新納:『鹿児島県史料 新納久仰雑譜』
- ・西南:『鹿児島県史料 西南戦争』
- · 斉宣:『鹿児島県史料 斉宣斉興公史料』

法令:『鹿児島県史料

薩摩藩法令史料集』

·前編:『鹿児島県史料 旧記雑録前編』

·後編:『鹿児島県史料 旧記雑録後編』

·追録:『鹿児島県史料 旧記雑録追録』

· 附録:『鹿児島県史料 旧記雑録附録』

・家わけ:『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ』

·季安:『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』

地誌:『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考』

· 麑藩:『鹿児島県史料 麑藩名勝考』

3 『鹿児島県史料集』は「県史料集」と略記した。

4 右の史料の巻数については、丸囲みの算用数字で史料略号に続けて示4 右の史料の巻数については、丸囲みの算用数字で史料略号に続けて示

した。引用箇所は、頁数で表記した。

書マイクロ版集成」のリール番号とコマ番号を示した。 5 原本史料の引用は、史料名・東京大学史料編纂所の請求記号・「島津文

6 引用史料で必要のないルビや行間注は省略したものがある。

発行、全二〇巻、一九七二~七六年刊行のものである。7 本稿で利用する『日本国語大辞典』は、日本大辞典刊行会編、小学館

8 〈 〉で囲んだ箇所は割書を示す。

幸行 いでまし

(市来②二五三頁)「點藩暴徒ハ謀ル処其機ヲ失ヒタルヲ以テ漸ク暴烈ニ変シ、〔市来②二四一頁〕「〈主上モ幸行ノ一点ハ 叡感アラレ、節刀ヲ賜フノ事ハ、〉」

〔斉彬②九四五頁〕「猶外へ幸行ノコトニモ相成候ハ、近衛殿ニ随行、」(市来③一四○頁)「今ノ姿ニ^{高者}大和カ吉野ニ 幸行ト相成リ、」

大和幸行ヲ促シ奉リ」

[忠義②七七七頁]「及ヒ幸行御猶予等ノ事件布告セラレタリ、」

〔忠義③八三四頁〕「横浜**幸行**迄聞合候処、」

〔玉里⑥一二〇頁〕「また春日に**幸行**せる時、」 〔忠義⑦三八八頁〕「六日、学校へ被為臨、夫ヨリ鎮台へ**幸行**之事、〕

役ニ『済事ニテナシ、」前、(中略)御祓九月十四日五日計ノ役者彼光定ト申ハ御幸行御トモハカリノ前、(中略)御祓九月十四日五日計ノ役者彼光定ト申ハ御幸行御トモハカリノ大瓶ニつき残ヲ納雷納雷御幸行従内ニ調申也、(中略)御幸行(中略)六升[『宮崎県史 史料編 中世1』七六〇~七六一頁]「四番ニ御幸行(中略)六升

のりたまひて、すなはち日向より発たして筑紫に幸行でましき。」「何地に坐さば、平らけく天の下の政を聞こしめさむ。なほ東に行かむ。」と命、その同母兄五瀬命と二柱、高千穂宮に坐して議りて云りたまひけらく、(倉野憲司校注『古事記』七九頁(岩波書店、一九六三年)〕「神倭伊波礼毘古

*『古事記』には他に事例が多数あり。

一頁〕では、行間に〔行幸力〕という編者注を付した。 一頁〕では、行間に〔行幸力〕という編者注を付した。 中来四郎が編纂した『旧邦秘録』には、通常使用されている熟語とは異なり、 市来四郎が編纂した『旧邦秘録』には、通常使用されている熟語とは異なり、 本国語大辞典』第六巻、一六一頁)の謂いで、『鹿児島県史料』にも多くの使用 本国語大辞典』第六巻、一六一頁)の謂いで、『鹿児島県史料』にも多くの使用

あるように、「幸行」は「いでまし」と読むのが正しい。例が見られた。結論から言って、〔玉里⑥一二○頁〕や〔『古事記』七九頁〕にその後、改めて「幸行」の事例を蒐集してみると、前掲のように多くの使用

宛てている(同前)。
三一五大伴旅人の歌、『雨月物語』等を掲示して、「行幸之(の)宮」の漢字を(皇居から離れた地に設けられた別宮。離宮。)の例文として、『万葉集』三・出まし。お出かけ。」の謂とする(第二巻、二五五頁)。別に、「いでましの宮」出まし。お出かけ。」の謂とする(第二巻、二五五頁)。別に、「いでましの宮」

(栗林)川して、「幸行処」に対して、「いでましところ」の読みを宛てている(第二巻、人が旅に出て、滞在される場所。行幸される所。)もあり、『万葉集』の歌を引、『日本国語大辞典』には他に、「いでましどころ【出座処】」(天皇など高貴な

二 幾干 いくら・いくばく・いくそ

[市来①三〇三頁]「当分大坂へ者幾千と数も知す、」

ヘラレンコトヲ言上ス、」[市来②二七頁]「小松・大久保等ヨリ、幾千ノ兵ヲ至急ニ召寄セラレ不虞ニ備

〔市来②八七頁〕「〈是カ為メ幾千カ無辜ニ所刑セラレシ者挙テ数フヘカラス、〉」

前守〈忠恭〉ニ(越後長岡)転換シタリ、〉」「市来②一〇四頁」「〈其後松平伯耆守〈宗秀〉ニ更迭シ、又幾千モナク牧野備

[市来②一二五~一二六頁]「長井モ幾千ナラスシテ井伊家ニ命セラレ処刑セラ

レタリ」

[市来②一七三頁]「其経費幾干カ量ルヘカラス、」

[市来②一七八頁]「其経費幾千カ知ルヘカラス、」

[市来②一九六頁]「其価幾千カ量リ知ルヘカラス、」

[市来②二二九頁]「其費用幾千カ算シ難キニ及ヒ、」

ルトキハ、必ス応分ノ予備調ヒ、」「市来②二四一頁」「或ハ在京中幾千ノ経費アルハ、無論之ヲ転シテ軍備ニ充ツ

[市来②二五三頁]「或ハ従駕大小藩ノ費途モ幾千カ知ルヘカラス、」

[市来②二九四頁]「只管 国父公御上洛ヲ冀望セラレタリト雖モ、御退京未タ

幾十ナラサルカ故、」

互ニ誇ルニ至レリ、」 〔斉彬①四九○頁〕「従テ各局モ之レニ習テ暴飲ヲ栄トシ、誰某ハ**幾干**ヲ呑ムト

[斉彬③一二八頁]「沿道ノ各郷夫役其他費用少カラサル故、斯ク簡易ナルニハ

幾千カ節倹、且ツ民間ノ幸ナリシヤ知ルベカラス、」

国益ヲ起スヤ知ルヘカラス、」
「斉彬③五一〇頁」「数百町歩ノ水陸田ヲ御城下近地ニ築成スルトキハ、幾干ノ

載い、| [斉彬③七五九頁] 「高島父子ハ幕府ヨリ褒賞セラレ、御時服及ヒ金子**幾干**ヲ拝

キコトヲ為サス、」 「公ハ仮令学問幾千アラセラルトモ、之ヲ人ニ表白スルカ如〔斉彬③七七一頁〕 「公ハ仮令学問幾千アラセラルトモ、之ヲ人ニ表白スルカ如

テ尽スベキコトハ幾千モアルベシ、」 「斉彬③七七七頁」「夫ヨリハ御互ニ今日ハ国家ノ為メ心思ヲ練リ、粉骨砕身シ

の読み方が見られた。
代の文学作品を例に取りながら確認しておきたい。その結果、次に掲げる三つ代の文学作品を例に取りながら確認しておきたい。その結果、次に掲げる三つ代の文学作品を例に取りなが分かる史料が『鹿児島県史料』には見当たらないので、近

①「いくら」

摩書房、一九六三年)

「丑松は飲食したものの外に幾千かの茶代を置いて斯の饂飩屋を出た。」

(ロ)福沢諭吉『福翁自伝』一三二頁(『福沢諭吉集』岩波書店、二〇一一年)

②「いくばく」

「激しく火を噴き墜つるたまゆらの機上幾千を眼見すゑし」(イ)北原白秋『黒檜』四五頁(『白秋全集12』 岩波書店、一九八六年)

③「いくそ」

(イ)幸田露伴『五重塔』二七頁(『現代名作集 日本文学全集別巻1』河出

書房、一九六九年)

心もここまで運べば垢穢顔にも光の出るほど喜悦に気の勇み立ち、」「順に柱の仮轄を三ツずつ打って脇司に打ち緊めさする十兵衛は、幾千の苦

①の「いくら」は、「いくらぐらい。どれほど。数、量、程度などの不明、不である。従って、機械的に読みをどれかに決めるのは難しく、実際の史料に当たはがしいこと。」(『同前』六八三頁)、②の「いくばく」は、「①多くの数量。いくはだしいこと。」(『同前』六八三頁)、③の「いくそ」は、「①多くの数量。いくはだしいこと。」(『同前』六八三頁)、③の「いくそ」は、「①多くの数量。いくらならいの量。どれほどの多数。②どれほど多く。どのくらい。また、それのはなである。従って、機械的に読みをどれかに決めるのは難しく、実際の史料に当である。従って、機械的に読みをどれかに決めるのは難しく、実際の史料に当てはめてみて読みを決めなくてはならない。しかし、その史料を書いた人物がどの読み方を意図して書いたのか判断するのは中々困難である。実際の文脈にどの読み方を意図して書いたのか判断するのは中々困難である。実際の文脈にどの読み方を意図して書いたのか判断するのは中々困難である。実際の文脈にどの読み方を意図して書いたのか判断するのは中々困難である。実際の文脈にどの読み方を意図して書いたのか判断するのは中々困難である。実際の文脈にどの読み方を意図して書いたのが判断するのは中々困難である。実際の文脈に当てはめてみても分からないことも多いと思われる。

という行間注が付されている。(栗林)も少なくないと思われる。実際、〔市来⊕三○三頁〕では「干」に対して「千カ」ったり、翻刻や編集・校正の段階で、「幾干」を「幾千」と読んでしまったものまた、「幾干」の「干」は「千」にも似ているので、史料を書写した人物が誤また、「幾干」の「干」は「千」にも似ているので、史料を書写した人物が誤

一 迦レル のが-レル・はず-レル

相成候程ノ仕来リ、」
[斉彬③四八二頁]「外御役々衆モ都テ山原(首里城以北ノ地ヲ云)方へ御迦シ

[玉里⑧六六五頁]「一主上ニハ比叡山へ御迦シ相成候由、」[玉里⑥二二八頁]「己レが分限ニ迦れたる事を致すを奢侈と名ク、」[斉宣一五六頁]「粮米致卸方、本舟ハ直ニ大島へ相迦候由、」

[玉里⑨五九三頁]

「鉉迦シ可致筈之処ニ稼之者鉉切落候ハヽ、」

迦レ申間敷、」 [西南①一八九頁]「当時警視庁モ盛大ニ取起スノ賦ニ候間、勤場ノ処ハ決シテ[法令③三一四頁]「一柳之間・四季之間、襖ヲ**迦**シー席ニシテ」[法令①五○頁]「一花火ノ儀第一火用心ヲ致勘弁、人家**迦**ニテ可仕旨、」

テ飛来リ、」 〔西南①三〇八頁〕 「突然四方ョリ帯刀セシ者十八九名、フスマヲ蹴**迦**シ無言ニ〔西南①二〇七頁〕 「暗夜道迷ヒ川尻**迦レ**ニ参リ砲発セリ、」

[後編④六三三頁]「田方之仕明幷さほ迦等於有之ハ、可被付出候、」

[季安⑤二三二頁]「一かひ三ツ吹候時、馬取衆被相迦候事、」

「県史料集図『小松帯刀日記』四頁〕「今朝宿出迦ヨリ富士山初テヨクミへ候」

リ− 〔県史料集⑳『小松帯刀日記』七頁〕 「小田原宿**出迦**左ノ脇ニ石垣山トイフア

、 〔県史料集⑳『小松帯刀日記』一一頁〕「此ノ所ハ岡崎宿**出迦**立場ヨフヨフ夜〔県史料集⑳『小松帯刀日記』一○頁〕「浜松宿**出迦**ニマゴメ橋トイフアリ」

〔県史料集②『小松帯刀日記』一三頁〕「尤此宿**出迦**美濃路伊勢路ノ追分也」〔県史料集②『小松帯刀日記』一二頁〕「田宮宿**出迦**サンダ橋打渡リ」

頭註下』六頁(宝文館、一九一一年)」「箱根の合戦には迎れ給ひに

『太平記

けり

えけるを蔵そうと」 『平家物語』八○頁(有朋堂書店、一九二七年)]「胸板の金物の少し**迦**れて見

「迦」の本来の意味は「①であう。②梵語のカの音をあらわすために借りた字」記載されているように、これまで慣例的に用いられてきた感がある。しかし、当時一般に使用された文字として「迦」を「逃」の意味でそのまま用いる旨が「迦」を「のがれる」と読む訓については、例えば〔季安⑥・⑦〕の例言に、

いである。の上れないが、その由来について何かご存じの方は、ご教示いただければ幸かもしれないが、その由来について何かご存じの方は、ご教示いただければ幸る」と読むようになったかは判然としない。あるいは鹿児島固有の読み方なの(『大修館新漢和辞典 三訂版』大修館書店、八六七頁)であり、なぜ「のがれ

るので、 三〇八頁〕はそれぞれ「はずレ」「はずシ」と読めばスムーズに文意が通る。ま も、「のがれ」だろうという先入観から同様の処理が成されていることはあり得 いので一概に疑わしいとは言い切れないが、過去の『鹿児島県史料』において には疑義が残る。もっとも、両方の訓を認識した上で検討した結果かもしれな ーンもあるが、これが仮に「はずれる」の意味で解釈できるならば、この処理 と読むのが望ましいだろう。さらに、〔斉彬③四八二頁〕や〔斉宣一五六頁〕、 た、〔玉里⑧六六五頁〕や〔季安⑤二三二頁〕も、文脈上「はずシ」「はずされ には文意が通らないと判断した上での処理であろうか。現に、〔西南①二〇七・ は編者が「はずれ」の訓を認識しておらず、「のがレ(のがシ)」と読んだ場合 が付されているものもあり、これらは恐らく、その当時に筆写した人物あるい いるものがいくつか確認できた。一方で原注「本ノママ」や編者注「(ママ)」 確認したところ、右のように「ハツシ」や「ハツレ」といったルビが振られて 漢和辞典 下巻』大修館書店、八六九頁)、その上で改めて『鹿児島県史料』を [西南①一八九頁]のように、「〔逃〕」・「(逃カ)」の行間注が付されているパタ ただ、色々と調べていくうちに、「はずれ」という訓があることに気づき(『広 再考の余地があると思われる。

この「はずれ」という訓は、史料に精通した人からすればごく一般的なもの

を導き出していくのも、また校正の面白いところである。 (橋口)場面に出くわすことがあるかもしれないが、あれこれ考えながらより良い答え広がり、ひいては校正を円滑に進められるのは確かである。今後もこのようなかもしれない。しかし、読みを一つでも多く知っていればそれだけ解釈の幅が

四 混スラ ひた-スラ

ト罷在、」 「市来③三二頁〕「非番当番之無差別、 御出馬之度毎ニ御床机之前後左右ニ混[市来②二七頁〕「茂久公御若年之御時ヨリ天真流御信仰**混スラ**被遊 御修行、」

[市来④二四六頁]「三好内蔵執柄ニテ本藩へ混ト引合居候ニ付」

〔追録⑦五○頁〕「学問向之儀混すら深切ニ取扱候様ニと之御事候、」

[玉里②二二二頁]「本文ニ付、側役中井弥五八混と倍従いたし、主君之歎息を

慰め周旋之者ニ御座候、」

[名越②三五二頁]「川上家御娘様混ト御出被遊候、」

く世を討取て混すら父の首と信ぜられしに」(『絵本平家物語)全』三六二頁(金桜堂、一八八六年)]「軈て謀叛を起し程な

『絵入太平記 上編』四一五頁(抹桑堂、一八九一年)]「されども混すらなる『絵本慶安太平記 全』三四頁(正文堂、一八八七年)]「其怪力に混と呆れ」

は怒を含み混すら右軍勢を相拒申候」「『鈴木大雑集 四』三一二頁(日本史籍協会、一九一八年)」「然共其地の人民

御業に如何と思食煩らふて」

只尊氏**混**朝敵たる故なり。」 『校訂太平記 上』一八〇頁(三星社、一九二四年)]「倩事の心を案ずるに、

物の衆八百餘騎を汰へて」 「『太平記 一』二〇〇頁(いてふ本刊行会、一九五三年)〕「一手をば**混すら**打

[「成唯識論述記序釈」(『大正新脩大蔵経』第六十五巻、三二一頁、大正一切経

刊行会、一九二九年)」「混合也〈訓比多多気〉」

どのような意味なのだろうか。
されていた言葉であることが判明した。では「混スラ」は何と読むのか、またところ、いくつかの事例が確認された。つまり、誤字ではなく、かつては使用を疑ったが、他に使用例がないか過去に刊行された『鹿児島県史料』で調べたもは、[市来②]の校正の際に、読み方が解らず調べたものである。当初誤字

漢和辞典で「混」の字義を引くと、「まじる。にごる。おなじくする。物が一漢和辞典で「混」の字義を引くと、「まじる。にごる。おなじくする。物が一葉和辞典で「混」の字義を引くと、「まじる。にごる。おなじくする。物が一葉和辞典で「混」の字義を引くと、「まじる。にごる。おなじくする。物が一葉和辞典で「混」の字義を引くと、「まじる。にごる。おなじくする。物が一次すら)と同じであることがわかった。

の事例を見ると同様の意味で使われていることがわかる。 また、「混すら」の事例を調べている最中に、「混と」と記載されているもの事例を見ると同様の意味で使われていることがわかる。 □移に接するさま、その状態であるさまを表わす語。 いたすら。 □なはだしく。 ③突然その状態であるさまを表わす語。 いたすら。 □ないちずに。 はなはだしく。 ③突然その状態であるさまを表わす語。 いたすら。 □をずに。 はなはだしく。 ③突然その状態であるさまを表わす語。 いたすら。 □をずに。 はなはだしく。 ③突然その状態であるさまを表わす語。 いたすら。 □をずに。 はなはだしく。 ③突然その状態であるさまを表わす語。 いたすら。 □をずに。 はなはだしく。 ③突然その状態であるさまを表わす語。 にわかに。 □をずに。 はなはだしく。 ③突然その状態であるさまを表わす語。 いたすら。 □をすいた。 □をするとに集中するさま、その状態であるさまを表わす語。 いたすら。 □をするとがたいるまを表わす語。 にわかに。 □をするとがたいたようである。 □をするとがわかる。

の字義と同じである。他人の意見に従う。」(第十六巻、七○八頁)とあり、現代使われている「混」している。②しまりがなく乱れている。きちんとしていない。また、みだりにじと思う。混同する。二、①入りまじってごたごたする。多くのものが雑然と字が宛てられている。意味は「一、①異なったものを混合する。②別の物を同

史料の中でのみ生き続ける読み方となりつつある。
たのだろう。残念ながら現代人の我々にはなじみが薄くなってしまい、今ではを確認できることから、少なくとも近代までは通常用いられてきた読み方だっを確認できることから、少なくとも近代までは通常用いられてきた読み方だったのだろう。すでに奈良時代後期までには存在していた読み方であるとみられる。「混」を「ひた」と読むのは、「成唯識論述記序釈」でその事例が確認される

と、天応元(七八一)年以前に成立と推測する。 (原田)述記序釈』を通して―」(『国文学研究』第一三九集、二〇〇三年)による*河野貴美子「奈良末・平安初期における唐代文化受容の水準 ―『成唯識論

五 瀧ヶ水 たきがみず

(一)瀧(滝)ヶ水 たきがみず

[名越⑧三○三頁] 「滝ヶ水」

[忠義⑥四四五頁] 「帖佐瀧ヶ水」 「瀧ヶ水」 (明治二年十二月の知政所達書、 〔追

録⑧七一八頁]も同じ)

〔新納①六九八頁〕 「瀧ケ水下≒着船」(安政二年四月五日条)

[季安②五八五頁]「瀧ケ水」

〔季安⑤五七六頁〕 「瀧ヶ水」

[家わけ②三九八頁]「滝ヶ水」

[家わけ③三〇一頁]「瀧ヶ水」

〔家わけ⑪一九三頁〕「瀧ヶ水心岳寺」(寛保二年四月十八日条〕

さらに、『日本国語大辞典』には「ひたた・く」の項があり、漢字は

湿

の

〔後編①二四九頁〕「瀧ヶ水」

〔後編②五九二・五九四・六五七頁〕「瀧ヶ水」

〔附録②七七六頁〕「瀧ヶ水」

[麑藩一四二頁]「瀧水山」(山の名前)、 「瀧ヶ水海辺」(〔地誌⑤二二三頁〕は、

この史料の引用

〔地誌④一四三頁〕 「帖佐瀧ヶ水」

〔地誌⑤一二三・一二四・一二九・一三五・一七七頁〕「瀧ヶ水」

[地誌⑤一二四頁]「帖佐瀧水」「瀧水帖佐地名」

[地誌⑤一四三頁]「瀧ケ水」

〔地誌⑤一四六頁〕 「脇元村の海辺滝ヶ水

[『薩隅日地理纂考』三八七・三八九頁] 「瀧ヶ水」

[『三国名勝図会』③五九一頁(青潮社)]「瀧水山心岳寺」「瀧ケ水」

〔県史料集⑬『本藩人物誌』五〇・一二九・一三四・一九五・一九七・二四三

頁]「滝ヶ水

〔県史料集⑬『本藩人物誌』二四三頁〕 「帖佐滝ノ水.

[県史料集⑮『備忘抄・家久公御養子御願一件』八九頁〕「滝ケ水」

〔県史料集⑳『三州御治世要覧』七六頁〕「帖佐瀧ヶ水心岳寺」

[「三州御治世要覧」三十六、下、(島津家本-さ I - 12 - 33 - 32 - 31) リー -ル番

号一一三・コマ番号八六〇〕「瀧水山福昌寺末寺心岳寺」

〔県史料集⑧『本藩地理拾遺集下』六頁〕「瀧ヶ水」

〔県史料集②『本藩地理拾遺集下』三一頁〕「瀧ヶ水村」「瀧か水」

〔県史料集⑳『本藩地理拾遺集下』三二頁〕 「瀧水山心岳寺

[県史料集⑭』[薩藩名勝志(その三)』七八頁]「瀧水山心岳寺」

『伊地知権左衛門日記・先君掖官遺抄』二二頁〕「瀧ケ水

〔県史料集❷『加治木古老物語・薩藩雑事録・雑事奇談集・旧薩藩奇譚旧記集

上・下』五〇・一〇五・一一三頁〕「瀧ヶ水

竜 ケ水 りゅうがみず

〔市来②七頁〕「鹿児島湾龍ヶ水村」

〔忠義①七六七頁〕 「御船ニ接シタル龍ヶ水ト云ヘルー小村

[忠義②一一三頁] 「鹿児島湾龍ヶ水村」

〔忠義②五四八頁〕 「龍ヶ水三船明神岬

〔忠義②五七四・五九七頁〕「龍ヶ水」

[忠義④二五四頁]「磯山龍ケ水辺」

[忠義⑦九五三頁] 「鹿児島龍ヶ水沖.

[斉彬②九三八頁]「花倉・龍ヶ水辺」

〔斉彬③五三・五一二頁〕 「花倉・龍ヶ水辺

[斉彬③六三〇頁]「城下ノ東北凡二里許龍ヶ水ノ洋合ナリ、 (中略) 東ハミフ

ネトテ」

[西南③七四二頁]「花倉・龍ヶ水辺」

〔西南④四二九頁〕「花倉坂・龍ヶ水等」

〔県史料集⑳『三州御治世要覧』一二四頁〕 「龍水山福昌寺末寺心岳寺」

[『薩隅日地理纂考』三八六頁] 「龍ケ水」

[『麑島県実測図』陸軍参謀局、一八七七年]「龍ヶ水

[「島津歳久公墓碑銘」 明治十一年十二月三日 (『姶良町郷土誌 増補改訂版』一

七四~一七五頁、一九九五年)]「帖佐竜箇水」「竜箇水」

(三) 塩ヶ水 しおがみず

[新納②二七四頁] 「塩ケ水」

、県史料集∞『小松帯刀日記』九四頁〕「塩ヶ水.

「伊能図(大図)九州沿海図巻第一〇・一七」(東京国立博物館蔵)文化七年〕

(『姶良市誌 別巻1 資料編 絵図・地図・空中写真』一九頁、 姶良市、二〇

六年)「塩ケ水」

、県史料集⑩『伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説』四三頁〕 「塩ケ水」

〔県史料集⑯『鹿児島県地誌上』一○一頁〕 「塩ケ水」

ある。ここにはJRの「竜ヶ水」駅、「竜ヶ水」バス停などもある。 鹿児島市吉野町の国道一○号線沿い、磯から花倉・三船を経て「竜ヶ水」が

「ダクガミツヤマ」とも読める。従って、地名としての「瀧(滝)ヶ水」は「ロと読めるが、訓読みすれば〔麑藩一四二頁〕・〔地誌⑤二二三頁〕にあるとおり、これは山号であるので音読みすれば、『薩藩名勝志』のように「ロウスイサン」

十二巻、七〇二頁)の転訛語なのであろうか(後述)。の水などが勢い激しく流れる。さかまく。わきあがる。」『日本国語大辞典』第ヶ水」を普通に読めば「たきがみず」と読めるが、「ダクガミズ」は「滾る」(「川ウガスイ」ではなく「ダクガミズ」と呼ばれたものと推測される。但し、「瀧(滝)

が可能であろう。 この頃が 書かれているので、この事例も先の『薩隅日地理纂考』と同じ様に考えること 称せしを、寺を廃して明治三庚午の年其地に一社を建立し」(一四二頁)などと 部分が書かれた年代を明らかにすることは難しいが、同じ文章中に、「心岳寺と カミツ」となっており、これも二通りの表記が混在した形になっている。この 安定になっており、そのため二通りの表記が混在してしまった。つまりこの頃 が変化の時期とみることも可能であろう。表記が変化する理由は不明である。 を単に、「龍」にさんずいを付け忘れたミスと捉えることもできるが、ちょうど の三八六頁で「龍ヶ水」、三八七・三八八頁で「瀧ヶ水」と書かれている。 求めたが、この点をもう少し考えてみたい。明治四年成立の『薩隅日地理纂考』 また〔地誌⑤一四三頁〕は、 先に、「瀧(滝)ヶ水」から「竜ヶ水」への変化の時期を明治二~四年頃に 「瀧ヶ水」の表記から「龍ヶ水」へ変化する時期で、 漢字の表記は「瀧ヶ水」だが、ルビが 地名の表記が不 「リヤウ

同じ用法と考えれば、本来は「滝ノ水」であったところから、「滝ヶ水」が生まある。「滝ヶ水」の「ヶ」は助詞の「が」と同じで、所有・所属を示す「の」とまた、〔県史料集⑬『本藩人物誌』二四三頁〕の「滝ノ水」も興味深い表記で

思われる。 用例が少なく断定はできないが、注意を要する表現だとれたとも考えられる。 用例が少なく断定はできないが、注意を要する表現だと

辺りに相当すると思われる。

立博物館蔵)」によれば、大崎ヶ鼻の南に書かれており、現在の「竜ヶ水駅」の立博物館蔵)」によれば、大崎ヶ鼻の南に書かれており、現在の「竜ヶ水駅」の文化七(一八一○)年の〔伊能図(大図)九州沿海図巻第一○・一七(東京国二月二日の記事で、いずれも宍狩りをした時のものである。この「塩ヶ水」は、二月十五日、〔県史料集②『小松帯刀日記』九四頁〕は文久元(一八六一)年十二月十五日、〔県史料集②『小松帯刀日記』九四頁〕は安政四(一八五七)年十二月十五日、「県史料集②『小松帯刀日記』九四頁〕は安政四(一八五七)年十二月十五日、「東東」は、「東東」は、「東東」は、「東東」は、「東東」は、「東東」は、「東東」は、「東京」は、「東」は、「東京」は、「東」は、「東京」

「塩ヶ水」と呼ばれていたのである。「塩ヶ水」と呼ばれていたのである。つまり、現在の「竜ヶ水駅」がある辺りは、幕末から大正七年の頃まで、一一四~一一五頁)にも、大崎の南、三船よりも北に、「塩ヶ水」と書かれてい「重富村山林訴訟図(参)」(『姶良市誌 別巻1 資料編 絵図・地図・空中写真』同様に、大正七(一九一八)年の重富村と磯島津家との訴訟の際に描かれた、

を発して救んとて敵と大崎〈当邑脇元村の海辺〉に遇ふ、退て瀧ヶ水に拠て防野村の海辺也〉及ひ桜島の松浦・西道等を侵掠す、帖佐地頭平田新三郎昌宗船を浮へて鹿児島を襲ふ、陸に上る事を得す、船を転して花倉・美船〈鹿児島吉年の帖佐の船戦のことが書かれている場面である。すなわち、「肝付省釣等兵船更にもう一例、〔地誌⑤一三五頁〕の記述を検討したい。元亀二(一五七一)

り、瀧ヶ水は大崎の北側にあったことになる。 いたというものである。肝付方は大崎よりも南から北に向かって来ているので、出して救おうとして大崎で敵と遭遇した。そこから退いて瀧ヶ水に拠って防戦出して救おうとして大崎で敵と遭遇した。そこから退いて瀧ヶ水に拠って防戦出したというものである。肝付方は大崎よりも南から北に向かって来ているので、船を桜島等を侵掠した。これを迎え撃ったのが帖佐地頭平田新三郎昌宗で、船をや桜島等を侵掠した。これを迎え撃ったのが帖佐地頭平田新三郎昌宗で、船を当に上陸しようとしたが叶わず、船を転じて鹿児島の北、花倉・美船(三船)を戦ふ、敵兵力ら及はす却き走る、」とある。肝付省釣等が攻めて来た時、鹿児き戦ふ、敵兵力ら及はす却き走る、」とある。肝付省釣等が攻めて来た時、鹿児

の「塩ヶ水」であった場所に相当する。であったということになる。現在の「竜ヶ水駅」は大崎の南側、つまりかつて以上要するに、大崎の北側が「瀧(竜)ヶ水」、南側は「塩ヶ水」という地名

それでは何故、現在は「塩ヶ水」と呼ばれているのそれでは何故、現在は「塩ヶ水」と呼ばないで、「竜ヶ水」は大正四(一九一五)年八月七日に新設された(『姶良市誌 別巻「竜ヶ水駅」は大正四(一九一五)年八月七日に新設された(『姶良市誌 別巻「竜ヶ水駅」は大正四(一九一五)年八月七日に新設された(『姶良市誌 別巻「竜ヶ水駅」ができる前は、「重富駅」から徒歩で心岳寺まで参詣していたようで、それでは不便だという声が次第に強くなっていき、明治三十四(一九〇一)年頃には「心岳寺特設仮停車場」の設置計画が持ち上がり(『同前』五五四号)、「竜ヶ水駅」がどのようにして駅名になったか、新聞記事にはその経過は見られなかった。

屋」姓を名乗り、製塩業に携わっていた。そのため地名としては「竜ヶ水」でこの点に関して平田信芳氏によれば、明治の頃、竜ヶ水の人たちは殆どが「塩

○号、二○○五年)。これなどが参考になるかと思われる。ないので、「竜ヶ水」と付けたという考えを述べている(『地名研究会報』第九はなく「塩ヶ水」と呼ばれたという。鉄道の駅名としては、「塩ヶ水」では良く

在してしまった表記であろうと思われる。 もともと「塩ケ水」と呼ばれた場所に、大正四年、「龍(竜)ケ水」が混 を上てしまった表記であろうと思われる。 を上てしまった表記であろうと思われる。 を正してしまった表記であろうと思われる。 を正してしまった表記であろうと思われる。 を正してしまった表記であろうと思われる。

竜ヶ水と呼ぶことがある。 使われ方をしていたためではなかろうか。現在でも漠然とこの大崎付近一帯を(竜)ヶ水」)と、広域を示す地名(大崎を挟んだ南北地域の総称)と二通りのまでの論述と矛盾している。これは、狭い地域を示す地名(大崎の北側の「龍水」と記すのは、大崎よりも北が「龍(竜)ヶ水」であったと言ってきたこれが「龍(竜)ヶ水駅」ができる前のこの地図に、現在の「竜ヶ水駅」近辺を「龍

以上の考証が認められるならば、「龍(竜)ヶ水」の「龍(竜)」の漢字に殊

と思う。 更に意味を求めようとするこれまでの地名由来の解釈は、再考する必要がある

*例えば、「良質の湧水があるので、竜ヶ水の地名がある」(渡辺光他編『日本別えば、「良質の湧水があるので、竜ヶ水の地名がある」(渡辺光他編『日本別えば、「良質の湧水があるので、竜ヶ水の地名がある」(渡辺光他編『日

(栗林)すべきではなかろうか。 (栗林)の転訛語、地崩れ、急傾斜地や崖を指す」(『同前』一三八頁)地名と理解に振られていた「ダクガミツヤマ」というルビは、「タク・ダクは滾(タギ)に振られていた「ダクガミツヤマ」というルビは、「タク・ダクは滾(タギ)の転訛語、りまむしろ「瀧(滝)」について由来を求めなければならないと「竜」よりもむしろ「瀧(滝)」について由来を求めなければならないと

六 最ト さいト・もっト・いト

[市来②五三頁]「聖意最ト深重ナル御文外ニ溢レタリ、」

[市来②七六頁]「其式最ト厳粛ナリシトソ、」

[市来②一四三頁]「如此ナルモ長藩ヲ以テ最トス、」

〔市来②二〇四頁〕「**最ト**珍シトセラレタリトソ、」

[市来②二六六頁]「御接待ノ式**最ト**鄭重ナリ、」

[市来②二八三頁]「寛急従意馳駆スル者最卜盛ナリ、」

〔市来②二九一頁〕 「其式**最ト**厳重ナル者ナリキ、」

[玉里⑥二五○頁]「尤器械中ニ於テ蒸気機関ヲ以テ最トスル由ナリ、」

[玉里⑥四二六頁] 「終ニ公平ナル政治ハ共和ヲ以テ**最ト**スヘシト云ニ至リ、」

[玉里⑨三八五頁]「以全争於天下ヲ**最ト**スルヲ云レシモノ也、]

[玉里⑩三四九頁]「凡ソ夷人ノ愛スル所ノ**最ト**スルハ石炭也、]

[忠義④三頁]「実ニ**最と**思召と計ニて、暫ハ御当惑之体ニて、]

[忠義④六六九頁]「多クハ門閥官ヲ以テ是カ最トス、」

[斉彬②八九三頁]「〈大量装薬九斤八両ヲ最トス、〉」

[斉彬③五八○頁]「態と欺くは欺きたり、最と本意なし、」

〔斉彬③一○四二頁〕「誠ニ無用之最と奉存候、」

どうやら単なる誤記ではなさそうである。て『鹿児島県史料』を検索してみると、右のようにいくつも事例が出てきた。当初、これは、「最トモ」から「モ」が欠落したものかと考えていたが、改め

例が見られた。が見られなかったので、近代の文学作品に使用例を求めてみると、次の様な事が見られなかったので、近代の文学作品に使用例を求めてみると、次の様な事次に問題となるのは読み方であるが、『鹿児島県史料』 にはルビが付いた用例

①「さい-と」

塾大学出版会、二〇〇三年)(イ)福沢諭吉『日本男子論』一九〇頁(『福沢諭吉著作集』第 10 巻、慶應義

なかるべし。」やと尋ねたらば、独立の体面を維持して日本国の栄名を不朽に伝うるの外やと尋ねたらば、独立の体面を維持して日本国の栄名を不朽に伝うるの外「凡そ今の日本国人として現在の愉快、後世子孫の幸福は何を以て最とする

②「もつ-と」

った。」 「私は又嬉しくなつて、此様な事なら**最と**早く敬意を表すれば好かつたと思

③「いーと」

九八三年(第二五刷改版)を使用)(イ)福田英子『妾の半生涯』四二頁(岩波書店、一九五八年(第一刷)、一

に、兄は最と感じ入りたる体にて始終耳を傾け居たり。」「母上兄妹の恙なきを喜びて、さて時ならぬ帰省の理由かくかくと述べける

(ロ) 内村鑑三『基督信徒のなぐさめ』三九〇頁(『現代日本文学大系2』 筑

摩書房、一九七二年)

値は彼は最と高き神より以下のものを以て満足し能はざるにあり、」「然れども永遠より永遠に至る迄我の所有し得べきものは神なり、人霊の価

や程度をつけ加えるさまを表す語。その上に。なお一層。」(『日本国語大辞典』 也。音のよみを**最と**せり。」という用例を掲載している(第八巻、五三四頁)。 地。音のよみを**最と**せり。」という用例を掲載している(第八巻、五三四頁)。 ずがいて形容動詞として用いられる。「程度がもっともはなはだしいこと。 り」が付いて形容動詞として用いられる。「程度がもっともはなはだしいこと。

それぞれ肯定・否定両方の意味で用いられる。上の程度に出ることへの詠嘆、強調。」(『同前』第二巻、二五八頁)を意味し、上の程度に出ることへの詠嘆、強調。」(『同前』第二巻、二五八頁)を意味し、常態以

第十九巻、三一二頁)の謂である。

する必要がある。(栗林)は難しい。実際の文脈に当てはめてみて、意味がスムーズに通るかどうか検討の②③いずれも意味的にはほぼ同じであるので、一律に読み方を決めること

七 専心、唯今モ せんしん、ただいまモ

専心**唯**、今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ、」 〔市来③四校ゲラ〕「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致、議奏・参政辺

専心推、今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至り、」
〔玉里②三五五頁〕「久留米水天宮神主牧和泉守とか申者建白致、議奏・参政辺

専心推、今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ、」「忠義②五五二頁」「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致、議奏・参政辺

心唯今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ」コマ番号五五四〕「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致議奏参政辺専コマ番号五五四〕「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致議奏参政辺専1、1、(島津家本-さI-14-20-5) リール番号三五三・

[市来③二三五頁]「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致、議奏・参政辺

専心、唯今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ、」

この文書は〔市来③〕の校正合わせの段階で明らかになった事である。もともとこの文書は〔市来③〕の校正合わせの段階で明らかになった事である。もともとこれは〔市来③〕の校正合わせの段階で明らかになった事である。もともとこれは〔市来③〕の校正合わせの段階で明らかになった事である。もともとこれは〔市来④〕の校正合わせの段階で明らかになった事である。もともとものと思われ、読点の打ち方も全く同じである。

専心、唯今モ」としたわけである。 (市来③)の校正段階では、「忠義②五五二頁」で、「議奏・参政辺 が正しいということを前提にして、「心唯」に対して、「心酔力」」という 推」が正しいということを前提にして、「心唯」に対して、「心酔力」」という 進いるという結論に達した。その結果が〔市来③二三五頁〕で、「議奏・参政辺 が正しいということを前提にして、「心唯」に対して、「心酔力」」という を変えて

だと、知らず知らずのうちに考えてしまっているところがないであろうか。勿玉里島津家史料は伝来の「筋」が良く、正文・原本ばかりで信頼に足る史料

改められなくてはならないことを痛感した。(栗林) 編纂物である『旧邦秘録』([市来③] の収載史料)を信用しないという態度は写し間違いが発生する。玉里島津家史料を絶対的に信頼して、市来四郎による蒐集して、筆写した史料も少なくないのである。当然、そこには書き間違いや論、正文・原本も多いのだが、よく考えてみれば、玉里島津家の編輯所職員が

八 則死 そくし

〔市来④四頁〕「砲弾左ノ腋下ニ当リ則死ナリ、」

〔名越⑥九二頁〕「一**則死**千百七拾八人(中略)一**則死**牛弐疋

[名越⑧三四九頁] 「其橋成就すると彼作たる者ハ**則死**すといひ伝えたり、」

[忠義③五九頁] 「英船及損傷船将等**則死**、手負人も不少候と取沙汰有之、]

[忠義⑦二○頁]「若愚誠不貫則死不已也、願察此事遂告別而発実二月十五日也、」

坂下御門『御入ニ相成、」・「一徒党之人数六人程**則死**、拾壱人程生捕、其内手〔玉里①二九七頁〕「然る処徒党之内、六人程も**則死**、其内御前ニは御下乗ニ而

損傷船将等則死、手負人も不少侯と取沙汰有之、」〔玉里②三六四頁〕「去ル朔日前之浜≒船ニπ一旦談判有之、其後砲発英船及

負六七人御座候由

〔玉里⑤四○九頁〕「乍去前書申上候通慶喜既ニ寛典ヲ奉蒙侯上は、其余厳刑14年展刊等更多・三ケシャンノ俗で耳注注する。

〔玉里⑥二○頁〕 「今為大臣謀之、当密詣闕自明、猶不能回照、**則死**未晚也、人難被為処、**則死**一等を減し相当之御処置不被為在候而は、」

言僕貌肖大臣、請以身代、即伏剣而死、」

已軽於二十取一矣、」
〔玉里⑥四七頁〕「有此則活、無比**則死**、故保民乃所以自保也、国朝之定租税、

(栗林) おち死」と読むのであろう。(栗林) をず」と読める場合もあるかもしれない。また、〔玉里⑤四○九頁〕は、「すな和辞典には、「即死」のみで、この「則死」は見られない。あるいは「すなわちと」『日本国語大辞典』第十二巻、三四八頁)のことと思われる。国語辞典や漢文脈からみて「即死」(「即時に死ぬこと。事故などで、その場ですぐ死ぬこ

九 法蘭西 フランス

入津せしに依て一、二の雑報を得たり、」
〔玉南②二四二頁〕「法蘭西の蒸気軍艦舶号ドプレイ、今月七日〈我七月十八日〉〔市来④九頁〕「英法〈英国・仏国〉公使致書政府、請大臣来議、〕

はなかったのである。
当初〔市来④九頁〕の校正中、「英法」に対して、「英仏カ」という行間注を当初〔市来④九頁〕の校正中、「英法」に対して、「英仏カ」という行間注を当初〔市来④九頁〕の校正中、「英法」に対して、「英仏カ」という行間注を当初〔市来④九頁〕の校正中、「英法」に対して、「英仏カ」という行間注を当初〔市来④九頁〕の校正中、「英法」に対して、「英仏カ」という行間注を

できた。 で鳥県史料』を検索すると、他に〔玉南②二四二頁〕一例が検出をいめて『鹿児島県史料』を検索すると、他に〔玉南②二四二頁〕一例が検出

十 畳卵 じょうらん

[玉里⑥六二六頁] 「政刑得失之筋目篤と御吟味無之候^而は**畳卵**之危急目前ニ御[市来④三八頁] 「当時ノ形勢危殆**畳卵**ノ如クナルヲ憂ヒ、」

座候間、

新奇之珍政を止め苛酷之繁令を廃し、」

二倣習して以敵ニ可勝哉、」 [玉里⑥六四八頁] 「尚千仞之石を以**畳卵**之上ニ投するか如し、何そ兵士を工商

[玉里⑦一二六頁]「誠ニ 王室ノ危篤**畳卵**ノ如シ、」近して薄氷よりも危し」・「夫急之則其節短而千仞之名以**畳卵**を毀よりも安し、」〔玉里⑥六五七頁〕「国家之危急旦夕ニ迫て**畳卵**よりも甚敷、天下之亡滅今翌ニ

うに危なっかしいこと」という意味であったと思われる。の意があるので、「畳卵」とは、「卵をかさねること」、つまり「卵をかさねるよー畳」には「かさねる・かさなる」(『旺文社漢和辞典 改訂新版』七六八頁)

(栗林)事例は少ないが「畳卵」という言い方も同じ様な意味合いで使用されていたこに「累卵の危うき」という慣用句も見える)の用例が殆どであった。しかし、で危険な状態のたとえ。」『日本国語大辞典』第二十巻、四五一頁。同書には他で危険な場別の中では、「累卵」(「卵を積み重ねること。きわめて不安定

十一 困究 こんきゅう

[市来④七一頁]「多人数之儀ニ『困究者等格護方行届兼、」

〔玉里①二七三頁〕「殊ニ長州杯ハ、両三年跡隣国石州浜田御困究ノ砌、米壱万

石借用、」

[玉里④五六頁]「旧冬中屋敷御取揚之事有之、甚困究被致候由、」

◎ [玉里④四○六頁]「幕も内輪別™混乱之模様ニ被察、実ハ一・会・桑之三藩も

困究ヲ究め候様子ニ被察申候、

候儀等ハ、」(「玉里④五五九頁)」「また一長を生し可申、且士民之困究より禍蕭墻の内ニ起り

案外急速ニ相開、」
〔玉里⑤三七〇頁〕「大坂之通路を久敷被塞候而ハ大ニ困究可仕と相考居候処、

道々御一新ニ乗し、」「玉里⑥七三頁〕「都而月々日々困究を待之外有御座間敷、一昨年之戦争以来、

[玉里⑦一二四頁]「四海困究之砌ニ依テ、御身辺さへも御減縮相成、」

[玉里⑦一四○頁]「物品余リアリテ国家困究セザルコトヲ得ズ、」

日之不取締ヨリ必迫ニ至リ名実相違、」「玉里⑩五二一頁」「御三家ヲ初一所持・寄合ニ至リ所帯方困究ノ面々多、皆今

されていなかった。
おれていなかった。
国語辞典・漢和辞典等には「困究」は掲載同義で使用されているようである。国語辞典・漢和辞典等には「困究」は掲載しむこと。特に、貧乏で苦しむこと」『日本国語大辞典』第八巻、四八二頁)と究」は例文を見る限り、「困窮」(「どうしてよいかわからないで物事の処置に苦究」は例文を見る限り、「困窮」(「どうしてよいかわからないで物事の処置に苦れていなかった。

まる」(究・窮)という意味になるのであろう。 (栗林)「究」も同様の意味があるので(『同前』八二七頁)、「困」(苦しみ)が「きわ「窮」は「きわまる。きわめる」(『旺文社漢和辞典 改訂新版』八三〇頁)、

十二 東福城 とうふく (か) じょう

〔市来④八七頁〕「○**東福城**」

[地誌①五七頁] 「西ハ茶屋之松**東福か城**、是ハ中古梶原氏之城と也、」

[地誌⑤一八六頁]「其後鹿児島**東福ヶ城**ニ御移之由、」

〔季安③九七頁〕 「後鹿児島**東福ヶ城**へ迁玉フ、」

〔麑藩一九頁〕 「**東福城**」

[「倭文麻環」九(島津家文書-76-13)、リール番号一五三・コマ番号四六七]

東福城

幾つかの史料を上げている。安養院の寺山であったという。中世以来の諸合戦で使用された城ということで、は、『三国名勝図会』巻之七によれば、鹿児島郡鹿児島の坂本村にあり、当時は『鹿児島県史料』を検索すると大部分は「東福寺城」として現れる。この城

津国史』巻之五では「東福寺即今安養院地」とする。に東福寺惣持院と呼ばれる寺院があったという (『三国名勝図会』巻之四)。『島また、安養院は真言宗大乗院の末寺で、諏訪神社の別当。中世にはこの場所

ていた。
東部の絵図が描かれていたが、「東福寺城」がある場所に、「東福城」と書かれ東部の絵図が描かれていたが、「東福寺城」がある場所に、「東福城」と書かれとはなしに眺めていると、一枚の挿図が眼に留まった。そこには鹿児島城の北という行間注を付していた。その後、たまたま『倭文麻環』を手に取って、何という行間注を付していた。

(栗林)注を付すことはしなかった。 (栗林)注を付すことはしなかった。 (栗林) に上げたように、[地誌] [季安] [麑藩] などが見つかった。「福山城」(「東福か城」を「東福城」を「東福がよっ」と読まれた可能性もあるが、文字通である。「東福城」を「とうふくがじょう」と読まれた可能性もあるが、文字通である。「東福城」を「とうふくがじょう」と読まれた可能性もあるが、文字通じ、「か」や「ヶ」が入る場合があるが、重要な点はいずれも「寺」がない事間に「か」や「ヶ」が入る場合があるが、重要な点はいずれも「寺」がない事に上げたように、「地誌] [季安] [麑藩] などが見つかった。「福」と「城」のに上げたように、「地誌] [季安] [愛藩] などが見つかった。「福」と「城」のことをきっかけにして、他にも同様の史料がないか検索してみると、右このことをきっかけにして、他にも同様の史料がないか検索してみると、右

十三 些ト ちト・ちっト

[市来④一七五頁]「其御説ハ**些ト**承知致シ兼ネタリ、」ニテ今ニ大坂へ滞在ニテ、近日蒸気船江戸へ廻船便ヨリ帰戸ノ賦ニ御座候、」「市来②三八頁」「菱刈夫〈菱刈杢之介〉大坂迄出掛ラレ候処、**些ト**不都合ノ向〔市来②三七頁〕「**些ト**厳シク聞へシナラント御哂ナサレシ由ニ御座候、」

テモ数度誉レヲ顕ハセル良将ナレバ、**些ト**モ騒カズ、」 【名越⑧九九頁】「数千人ニテ梁山ニ押シ寄取囲ム、サレトモ入道如水ハ日本ニ

も上げている(一六五二頁)。 (栗林)る(第十三巻、三七六頁)。 『広辞苑 第四版』 では、「ちと」に「少と」の用例これは『日本国語大辞典』にあるように、「ちと・ちっと」と読むことができ

→四 鳥度 ちょっと

之両人**鳥度**立寄候間、相頼御廻申上候、」(〔忠義③二〇八頁〕も同文) 〔市来④二三七頁〕 「万国公法官版出来ニ付可差出ト存候処、幸今日出来、帰国

免し候旨、| [玉里③五一九頁]「私≒は以来面会不相成段差留申候、 乍然**鳥度**目通り丈は差

此内は鳥度致貴面段々預御厚志不残忝存侯、」「新納①一一一~一一二頁〕「一筆致啓達侯、先以御家内中可為御無事珍重存侯、

〔西南①六頁〕 「一翌廿五日警視庁内ニテ川路利良へ**鳥度**面会ノ節、

「度」も「と」と読めるので、「鳥度」も「ちょっと」と読んだものと思われる。(第十三巻、五六六頁)。「鳥渡」と「鳥度」は漢字は異なっているが、「渡」も『日本国語大辞典』には、「ちょっと」に「一寸・鳥渡」の漢字を宛てている

(栗林)

十五 龍(竜)眼 りゅうがん・りょうがん

シハナカリシトソ、〉」 「市来②一〇五頁」「〈此時 天気殊ニ麗シク、近年本日ノ如ク 龍眼ノ麗カリ

[市来④二五五頁] **龍眼**ヲ拝セラレ、進テ御下段ニ於テ 天盃御頂戴]

奉暗ト、隠謀秘計不一方候処、」 [忠義①二〇六頁] 「賄賂金銭ヲ以テ関白殿下ヲ誣惑イタシ、無勿体モ**竜眼**ヲ可

(忠義①四七三頁)「主上深ク御悼惜被遊、辱クモ 竜眼二御涙ヲ被為洒、」

三ノ間ニ於テ 天盃御拝戴、」

〔忠義③一九四頁〕「而シテ小御所三ノ間南廂ニ於テ

龍眼ヲ拝シ玉ヒ、進ンテ

ことが見える。〔忠義③一九四頁〕の事例も同様である。 とが見える。〔忠義③一九四頁〕の事例も同様である。 (市来④二六五頁〕では、「龍顔」を拝し天杯を頂戴している例文は、「龍眼」の後に「拝セラレ」が続いているが、例えば「尊顔を拝す」な一二三〇頁)という意味があることからきたものである。 (市来④二五五頁〕の一二三八頁)という意味があることからきたものである。 (市来④二五五頁〕の一二三八頁)という意味がある。 後者は「龍眼」には「植物の名称」と「天子の目」の二通りの意味がある。 後者は「龍眼」には「植物の名称」と「天子の目」の二通りの意味がある。 後者は

然であるが、顔から涙が流れると言っても間違いだとは言い切れない。読みも**うがん**に御涙をかけながら」(『同前』三九〇頁。後者の事例について、同書は本国語大辞典』第二十巻、三九〇頁)とあり、高野本平家-六・小督には、「龍本国語大辞典』第二十巻、三九〇頁)とあり、高野本平家-六・小督には、「龍本国語大辞典」第二十巻、三九〇頁)とあり、高野本平家-六・小督には、「龍本国語大辞典」第二十巻、三九〇頁)とあり、高野本平家-六・小督には、「龍本国語大辞典」第二十巻、三九〇頁)とあり、高野本平家-六・小督には、「龍本国語大辞典」第二十巻、三九〇頁)とあり、高野本平家-六・小督には、「龍瀬」の例文として掲出している)のの場で、「別のであるが、「りゅうがん」の後に「涙」であるが、「りゅうがん」の後に「涙」

う。同じであるし、意味もかなり近い事からこのような混乱が生じて来るのであろ

頁])、開くのは顔ではなく眼であろう([忠義④三三八頁])。 (栗林)右に上げた例文で、暗くするのは眼でも顔でもあり得るが([忠義①二〇六

十六 脱体 だったい

〔市来④二四一頁〕「脱体浪士共諸事異気強キ勢ニ仕掛不相戻」

ニテ及痛損為修覆如例日本旗章等相立、」 〔忠義③一八六頁〕 「右ハ長崎製鉄所へ此御方御借受ノ蒸気船ニ候処、**脱体**古船

兼て彼等ニ致恐怖候処より、」
[忠義③七二五頁]「清末之領内山口辺暴徒分居之間ニ挟れ、脱体微力之小家、

付、」「一代」「是迄年付ノ儀ハ、格式モ有之事候得共、脱体人別改ノ儀ニ「忠義⑤四一六頁」「是迄年付ノ儀ハ、格式モ有之事候得共、脱体人別改ノ儀ニ

衛門病死後猶更致難渋居候に付、」[忠義⑦四九七頁]「此節右源五左衛門ҳ継目申付候処、脱体小身者にて、孫右

[忠義⑦六四五頁]「一代与力可申付者候処、 脱体困窮者ゆへ右引替へ右通遣度

を過分二米ヲ潰シ申訳ニ御座候、」
[玉里④四七三頁]「御存知被為在敷ハ不奉存上候得共、脱体於御国、酒・焼酎

国及ひ支那を便立行、」「玉里⑥三〇五頁」「当藩何とも難致次第御座候、脱体海外不自由之孤土、全皇

どうやらこれは仏教用語のようで、『広説仏教語大辞典 中巻』に、「①ありの「脱体」という熟語は『大漢和辞典』や『日本国語大辞典』等には見えない。

るかもしれない。 辞典』第十三巻、九二頁)があるが、あるいは〔市来④二四一頁〕が当てはま 辞典』第十三巻、九二頁)があるが、あるいは〔市来④二四一頁〕が当てはま 霊をあげること。」(一一四七頁)とある。また同音異字に「脱退」(ぬけしりぞ まま。さとりの迹が消えた、ありのまま。②身ごと、そっくりそのまま。全体 まま。さとりの迹が消えた、ありのまま。②身ごと、そっくりそのまま。全体

ある。と、こちらの意味で考えた方がしっくりといき理解しやすい場合もあるようでと、こちらの意味で考えた方がしっくりといき理解しやすい場合もあるようで全く。新潟県・福島県、②大きに。はなはだしく。全く。福島県東白川郡・栃全ころで、『日本国語大辞典』に、方言として、「だったい:副詞①いっこう。

が、かつては当地方でも使用されていたということなのであろう。 (栗林)新潟・福島・栃木県の方言が何故、薩摩藩の史料に見られるのか不明である

十七 暦面 れきめん

御見合来り、丑年又は寅年吉月良辰相撰取掛り可申事、」[玉里③三〇八頁]「但禁中より宜秋門は西方江暦西大将軍之凶方ニ付、当年は

ろうか。
ろうか。
この「暦面」と〔玉里③〕の「暦西」とどちらが正しいのであ天皇紀』第五巻(一七〇頁)にも収められており、〔市来④〕と同様に「暦面」だへノ請書の一節である。同じ史料が、『徳川慶喜公伝』二巻(九二頁)・『孝明 この史料は、元治元(一八六四)年四月二十九日の一橋慶喜外四老中ョリ朝

「暦面」という言葉を調べてみると、辞書類には所見がない。史料上の事例

ナスヘシ」(〔同前五六六頁〕)などと書かれていることからすると、「暦の面(めハ即チ太陽暦ナリ」(〔同前五五四頁〕)、旧暦の凡例に「曆面モ亦独立ノ体裁ヲに、「曆面ニ上中下ノ三段ヲ分チ」(〔同前五六二頁〕)、「曆面ニ見ユル二十四節としては、〔玉里⑧二七四四号〕に「皇国固有曆」が上げられており、その凡例

ん・おもて)」、つまり、この暦そのものを指していると思われる。

七一頁)とある。

大いって、なにごとにも忌まれた。」(『日本国語大辞典』第十二巻、五七○~五で十二年目にもとの方位へもどる。この神のいる方角は、三年塞(ふさが)りて、立にでとに西方をの年は北というように、三年ごとに四方をめぐった。、地に降り四方をつかさどるといわれる。巳午未の年は東、申酉戌の年は精で、地に降り四方をつかさどるといわれる。巳午未の年は東、申酉戌の年は大いに、大将軍」であるが、これは「陰陽道でまつる八将臣の一つ。太白星の次に「大将軍」であるが、これは「陰陽道でまつる八将臣の一つ。太白星の次に「大将軍」であるが、これは「陰陽道でまつる八将臣の一つ。太白星の次に「大将軍」であるが、これは「陰陽道でまつる八将臣の一つ。大白星の次に「大将軍」であるが、これは「陰陽道でまつる八将臣の一つ。大白星の

意味するところなのである。で、この時には大将軍は西の方角にいたことになる。つまりそれがこの史料ので、この一橋慶喜外四老中ヨリ朝廷へノ請書は元治元年(子年)の史料であるの

のて感じた次第である。ときには先入観を持たずに、虚心になって当たらなければならないことを、改い正しかったことを証明することとなった。繰り返しになるが、史料に対する、七の事例と同様に、これも〔玉里〕よりも、編纂物である『旧邦秘録』の方

十八 要意 ようい

[市来④二九三頁]「粮米・舟舶ノ要意厳重ニシテ」

[忠義③六〇八頁]「一左右次第重テ可相達候付、其要意聊無緩疎可相心得事、」

之為二致要意候義不相分候、」

意勘者ニ付テハ、(中略)此上ハ早々御手当ニ相成、御要意御出陣、御尤ト奉[忠義④六○一頁]「一私共儀ハ、金子等モ余計ニ兼テ持合無御座候、公儀御要

存候、」

(栗林) 合は充分な注意が必要である。(栗林) 合は充分な注意が必要である。(東彦] (①意を用いること。よく気をつけること。深い心づかいのあること。「用意」(①意を用いること。よく気をつけること。深い心づかいのあること。「要意」という熟語は漢和辞典や国語辞典等には見えない。文脈からみて、「要意」という熟語は漢和辞典や国語辞典等には見えない。文脈からみて、「のような注意が必要である。

十九 暫時ク しばらク

セラレ度」 [市来④五六頁]「八幡辺ニテモ行幸、鳳輦ヲ**暫時ク**駐メ玉ヒ攘夷ノ御軍議アラ

[斉彬③二六○頁]「田代カ二階ニ上ラレ、稍**暫時ク**何乎咄被致

〔斉彬③三九四頁〕 「別座ニ三人ナカラ入リ、稍**暫時ク**及談合候向ニテ」

〔斉彬③三九九頁〕 「別室ニ入リテ稍**暫時ク**シテ復席シテ曰ク」

[斉彬③七四八頁]「此報知書 御覧、稍**暫時ク** 御黙シ 御言ニ」

〔忠義②五一七頁〕 「稍**暫時ク**ニシテ、旗艦空砲四五発シテ運動ヲ初メタリ」

〔忠義③一七五頁〕 「因テ**暫時ク**処分命令ヲ俟ツノ藩論ニ決シタリ」

〔忠義④九七頁〕 「為見合暫時ク扣置、退役ノ後及勘考候処

[市来③二八二頁]「其後暫時クアリテ又一双ノ端舟ニ乗来リシ士ハ」

田独歩集)』改造社、一九三一年)]「それから二人は暫時く無言で歩て居ると」「国木田独歩『恋を恋する人』一九一頁(『現代日本文学全集(第一五篇(国木

えていたが」 (同『富岡先生』二三頁(大鐙閣、一九四七年)] 「村長は腕を組んで暫時く考

時く返答出来ざりしが」 〔『大岡仁政録』一一一頁(大川屋書店、一九一三年)〕「勘兵衛ハツと云し切**暫**

から確認できたものを挙げると以下の通りである。「暫時」には他にもいくつかの訓が宛てられており、主に近代の文学作品等

①「ざんじ」

ももうあきましたから、実はよさうかと思つてるんです」 「いえ、此間中から国へ帰省して居たもんですから、**暫時**中止の姿です。球夏目漱石『吾輩は猫である』四三○頁(岩波書店、一九三○年)

②「しばらく」

へすれば好い」 「そんならお前を何うしようといふのではない。唯**暫時**でも傍へ置いときさ徳田秋江『別れたる妻に送る手紙 [前編]』七六頁(南北社、一九一三年)

③「しばし」

であつたらう」
「それも勿体ないが雲辺の禽の影、暫時のほどしか心には留まらなかつたの幸田露伴『連環記』一九七頁(『幻談』岩波書店、一九四七年)

④ 「すこし」

御苦労でも学校まへの一寸の間に持つて行つて呉れまいか」「田町の姉より頼みの長胴着が出来たれば、暫時も早う重ねさせたき親心、樋口一葉『たけくらべ』四四三頁(『一葉全集』博文館、一八九七年)

⑤「しまし」

北原白秋『雀の卵』三二二頁(『雀の卵:三部歌集同巻』アルス、一九二一

また、『日本国語大辞典』で「しばらく」の項を引くと、「暫・且・姑・須臾・「吸入器の湯気の触りの頬に痒ゆくいくたびか拭きてなお暫時あり」

久濶」の表記が確認できる (第十巻、四五頁)。

(橋口)

二十 私言 ささやき・ささやく しげん

[市来②九二頁]「〈当時街衢ニ私言キタル事ナリシカ一般大ニ忿懣シ、〉」

〔市来②二四九頁〕 「参向アリシモノナラント**私言キ**タリシトソ、」

[忠義①八四頁]「天下ノ公論ニシテ、偏党ノ**私言**ニアラズ、]

[忠義①六九〇頁] 「外事ノ起ルヤ**私言**急務・時勢条議・接夷私議ノ三書ヲ著ス、」

[忠義②四八六頁]「是レ余カ**私言**ニアラズ、天下ノ公論ナリ」

[忠義③三○七頁]「是余等カ**私言**ニアラス、天下ノ公言也]

[忠義⑤六一三頁] 「**私言**窃ニ聞ク今日之朝議、」

〔斉彬①五〇三頁〕 「是非^{是香}之**私言**也、」(〔玉里①一二八頁〕 は同文)

[玉里⑥四七五頁]「皆是レ**私言ニ**非ス、即チ史伝ナリ、」

[玉里⑥五四六頁]「是御軍制建言普通之私言ニテ、田夫野人ト雖トモ聊心思ア

ル族ハ、」

[玉里⑧四頁]「皆開眉相慶矣。是非臣一人之私言。請幸見察。」

[玉里⑧二六七頁] 「是^{微臣}之**私言**ニ非ス、」

、前編②八五三頁〕 「而宛如私言於語耳聾、」

〔後編③六五六頁〕 「宵の間か暁かと私言けるを承り、我身の上ニ聞なし、」

【後編④七八五頁】 「乍去下々種々**私言**なと先日より申候、」

[家わけ③三〇〇頁] 「乃可以知一時出乎児女子之**私言、**」

一方、〔忠義②四八六頁〕などは、「ささやき」では意味が通じない。この場

(栗林)われる。 (『大漢和辞典』 巻八、五二九頁) という意味で使用されていると思人の言葉」(『大漢和辞典』 巻八、五二九頁) という意味で使用されていると思「公言」が対になっている。この場合の「私言」は「しげん」と読んで、「一個合は、「私言」に「公論」が対置されており、〔忠義③三○七頁〕も「私言」と

おわりに

して後に残していくことは重要なことだと思う。べて分かったことを書いてきた。このような小さな事であっても、それを記録以上、近年我々が編集・校正で出逢った二○の語彙について、可能な限り調

かない。
しかし、辞書に掲載されている言葉は当時使われていたものの九牛の一毛でししかし、辞書に掲載されている言葉は当時使われていたものの九牛の一毛でしる言葉が違う事から、まずは現代の辞書類を導きの手立てとせざるを得ない。現代に生きる我々が過去の史料と向き合う場合には、どうしても使われてい

けたいと願っている。

さ思う。我々は常にそのことに意を用いなければならないし、またそうあり続付すのではなく、同時代の用例を可能な限り蒐集して判断しなければならないで進めなければならない。現代の辞書等に見えないことから、すぐに行間注をで進めなければならない。現代の辞書等に見えないことから、すぐに行間注をである場合がある。『鹿児島県史料』の編纂においては、このことを充分念頭に置い言葉は時代と共に変化し、同じ言葉であってもその時代特有の使われ方をす

ければならないと思う。 良い『鹿児島県史料』を目指して、室の職員全員が更なる研鑚を積んでいかなはないのだが、自戒の念を込めてここに改めて考えた次第である。今後もより間注を付すことができたか。その考証の過程は決して史料集の表面に出ることを料編纂は崩し字を読むことだけが仕事ではない。編者がどれだけ考えて行

(はらだ さよこ 本館調査史料室資料調査編集員)(はしぐち まさき 本館調査史料室資料調査編集員)(くりばやし ふみお 本館調査史料室調査史料室長)